

第四十六回
国会

参議院地方行政委員会會議録第五号(刷直しの分)

昭和三十一年二月十一日(火曜日)
午前十時二十六分開会

出席者は左のとおり。

委員長 竹中 恒夫君
理事 西郷吉之助君
松本 賢一君
市川 房枝君

委員

井川 伊平君
石谷 憲男君
沢田 一精君
館 哲二君
松野 孝一君
鈴木 壽君
千葉千代世君
林 虎雄君
辻 武寿君
基 政七君

国務大臣

自治大臣 早川 崇君
政府委員 消防庁長官 松村 清之君
消防庁次長 川合 武君
事務局側 常任委員 鈴木 武君
専門員

本日の会議に付した案件
○消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(竹中恒夫君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

初めに、消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

消防当局が出席しております。なお、後刻自治大臣が出席の予定でございます。

それでは、御質疑のある方は順次御発言を願います。

○林虎雄君 前回、鈴木委員から質問があったわけですが、それに關連したものと直接關係ないけれども、消防關係について若干の質問を申し上げたいと存じます。

常設消防と、それから非常動とあるわけですが、今度の処遇の問題につきましては、非常動を中心に考へられてゐるようでございますが、消防の職責を十分に達成し、消防の目的を達成してまいりますためには、国や地方団体が財政の許す限り、逐次常設消防に持っていくことが理想だと思つて、わけでございますが、その常設消防の現状についてひとつ承りたいと存じます。

常設消防は全国各都市にそれぞれ置かれてゐるわけですが、その中で特に最近の火事状況というものは相当変わつてきつております。特に都市においては耐火構造等の建物が多くなつてまいりましたために、火事の様相というものが相当変化してゐるというふうに思つております。

たとえば最近のアパートの火事等を見ますと、アパートはそれぞれ非常に建物がよく建てられてゐるだけに、いわば密室的な施設になつてゐるようでありまして、したがって、火災などが起こつた場合に、他に類焼は少ないと思つても、その密室内における火災というものは非常に人命を奪うというやうな結果を招来してゐるわけでございますが、そういう火災に対しては、従来の消防の方法というものは、かなり変わつてきておると思つて、そういう点についてのお考えはどうかでございますか。

○政府委員(松村清之君) まず常設消防の件でございますが、できるだけ市町村に常設消防を置いていくというところは望ましいことで、当面の目標といたしまして、市街地人口が一萬ある市町村には常設消防を置いていくという目標を持つております。そこで、さしあたって昨年の消防法の改正に基づきまして、近く政令で常設消防を設置しなければならぬ市町村を指定したることになつたのでございまして、それによりまして、現在市街地人口一萬以上の市町村の総数が六百九十二ございまして、このうち四百四十七の市、町が現にこの常設消防を持つております。あと二百四十五の市街地人口一萬以上の市、町が持つていないわけでございますが、今回の六百九十二の市町村のうち四百八十六を政令で指定いたしました。そういたしますと、この四百八十六のうち八十一の市、町が残るわけで、これが今度新たに設置をしなければならなくなつてくるのでございまして、そのほか現在市街地人口一萬に満たないところでも九市ばかり常設消防を持つております。こういうふう

にだんだんに常設消防を各市町村に置くように——財政とらみ合せて置くようにしていただくことを基本的な考え方としております。

なお次に、消防の關係のことでございますが、お説のように最近アパートその他、建物によりましてその構造も違つてきております。そこで一番大事なこととは、火災を起こさないようにすることが基本でございます。そのためには住民の一人一人に火災が起きないように注意してもらつて、条例あるいはPR等でこれを進めていくことが大事でございますが、もし火災が起きたら最近はいくら化学繊維等を使つております關係で、防災布等を開發するようにとめ、まして、あるいは噴霧給水を使用いたしましたり、その他実情に即していろいろな方法を現に考へて、これを實現化するようにつとめておるような状況でございます。

○林虎雄君 私の質問のしかたが少しへたなものでございまして、ただいまお答えがありましたように、都市の建物に火災などの場合には、従来の消防といふことでございまして、水をかけるというものでございまして、それと違つたものの火災が多くなつてきておるように思つて、こういう場合に、たとえば石油ストーブに原因する火災などの場合に、消火方法というものが次第に変化してゐると思つて、次第に変わつてゐると思つて、消防方法といふ面についてもだいたい指導、教育の方法というやうなものが違つてきておるわけですか。

○政府委員(松村清之君) 現在そういうものにつきましては、大都市等におきましては科学車という特別な消防自動車も備へまして、化学薬品をもつて水にかえて火災現場に投入して消火する、こういうやうな方法を講じております。

○林虎雄君 最近アパート等の火事、それから長野県の白樺湖畔の国民宿舎等で人命が失われておるわけですが、いずれも石油ストーブが原因である。密室になつてゐるために一酸化炭素ですか、その発生によつて窒息しておるわけですが、これはいろいろ新聞雑誌等を見ますと、取り扱ひの不備で、石油ストーブそのものが原因ではないというふうに、白樺湖畔の国民宿舎の場合にはそういうふうに見られておるようであります。

必要以上にしんを出して、そのためにガスが発生したということになつておるようであります。この石油ストーブの中いろいろな欠陥があるのじやなからうか、したがって検査規格というやうなものに對しまして、消防庁としてはどういふ態度をもつておいででございますか。

○政府委員(松村清之君) 石油ストーブの規格等につきましては、これは所管は通産当局でございます。ただその製品をつくる規格を定める、そういう會議には消防のほうでも關与しておるようでありまして、石油ストーブそのものは他省の所管で直接消防とし

これに關与しておるわけではございませんが、石油ストーブの現実に各家庭におきましてのいろいろの使用上の注意その他につきましてはこの条例で定めてもおりますし、また実際のPR等によつて、使用に間違ひを来さないように市町村の消防当局等はやつておるような状況でございます。

○林虎雄君 規格検査等については通産省のJISですか、通産省のほうでもつばらやつておるようでありましたが、消防庁のほうでも検査ができるようになってゐるのじゃないか、検査といますか、試験といひますか……。

○政府委員(松村清之君) これは法律的にはその製品そのものに關与することではございませんが、現実には石油ストーブが火災を生ずる危険があるという具体的な場合におきましては、その石油ストーブの回収なりあるいは除去なり、そういうことを命じ得る権限が消防にあると考へます。

○林虎雄君 消防庁のほうでも検査ができるわけですね、あれは。

○政府委員(川合武君) 東京におきましては条例でもって防火力——要するに、石油ストーブに対する防火力並びに危険度に対して、申し込みがありましてこれを検査するということを実行なつております。ただ、先ほど長官が御説明いたしましたように、通産省關係の日本工業標準調査会というのがありますが、JISの規格の会議に私どものほうの意見を十分申し述べておりまして、ただいま申しました東京で行なわれております防火力試験の規格と申しますか、基準と、ただいまのJISの基準とが食い

違わないように調整してやつておる次第でございます。

○林虎雄君 東京都の条例で防火力の規格についての検査をしてゐるようですが、その場合に、通産省の検査には合格したという場合と、それから都のほうで合格した場合とダブルするような感じがいたしましたが、たとえば東京都の条例で合格したものは、通産省で合格しないでもよろしいということですか。

○政府委員(川合武君) 現在の建て方が、いずれの検査にいたしまして、検査を通らないものは販売ができな、こういうようなことではございませんで、いわば優良品と申しますか、そういうものの一つの証明になつておりますわけでございます。

○委員長(竹中恒夫君) ただいま大臣が出席いたしましたので、衆議院の予算委員会の要求があるまで臨時でございまして、もし大臣に対する質問がありましたら、そのように願ひたいと思ひます。

○林虎雄君 検査を行なわないでも、石油ストーブそのものは販売できるわけですか。

○政府委員(川合武君) そのとおりでございます。

○林虎雄君 いまお聞きいたしますと、石油ストーブは検査を受けないでも、合格しないでも販売ができるということになりますと、石油ストーブの非常に粗悪なものが出た場合にも、火災の危険のあるような場合にもやむを得ないということになるわけですか。

○政府委員(川合武君) 私のほうは、なるべく指導といたしましては、その検査を受けました品物が普及流通い

たしますように期待もいたしてありますし、また、非常に端的に申しますと、普及いたしたから、あまり神経質に取り扱わなくても、極端にいえば、子供でも取り扱えるような程度の構造の安全なものを期待してゐるわけでございますが、しかし、建て方というたしましては、ただいまのお話のように、通らなくても売れるわけでございます。なお、先ほどの白樺湖のストーブは、無検査といひますか、検査実施以前の古いものでございました。そういうものも現在流通してゐる状況でございます。

○林虎雄君 大臣がお見えのようでございますから、最近の科学消防といひますか、そういうものに対しては、あとで長官に承ることにして、大臣に御質問がある方にお譲りいたしたいと思ひます。

○鈴木壽君 大臣、時間はどのくらいとっておられますか。

○国務大臣(早川崇君) 十一時ごろまでいいようです。

○鈴木壽君 時間がないようでございますから、簡単に一、二お聞きしたいのですが、今度、消防団員に対する退職報償金の制度を設ける、そうして団員の多年のお働きに対して、こういう御苦労に対して報いていきたい、こういうことなんではないかと、私ども、越前としてたいへんけっこうだと思ひますし、最近、特に消防団員の確保という点から、処遇の問題がいろいろ論議されておるところでございますから、その一環としてこういうことを取り上げて、制度をしてつくり上げていくということについては、私も賛成なんでありまして、ただ、消防

団員全般の問題としていろいろな処遇の道があるわけなんですけれども、特に私、大臣にお聞きしたいのは、警察官の場合に、警察官のいわゆる賞金、つ金というものが出ているのが、特にそれは消防なんかと同じような仕組みのものが一つある。そのほかに、御承知のように、特別賞金、つ金というものがあつて、総理大臣から賞金、つ金が出るようになっておるのです。額も相当大きな額が出ておるわけなんですけれども、消防団員に、そういう警察官に現在行なわれておるような特別賞金、つ金の制度というものを設ける必要が私はあると思うのですが、それに対して大臣はどのようにお考えになつておられるか、まず最初にお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(早川崇君) 御承知のように、警察官等に対する特別報償制度は、昭和三十六年六月十三日閣議決定がなされました、二年間実施が具体的にはなかつたのであります。が、昨年、六人の警察官、そのうち五人殉職しまして、一人は手を失つたことに対して、この賞金、つ金に非常に勇ましく、身の危険を顧みず非常に勇敢に働かれた方に、百万内外の報償金を交付いたしました。当時、この制度ができましたのは、凶悪暴力犯罪が非常に増加の傾向にございましたので、警察官、海上保安官、麻薬取締官、鉄道公安官、自衛衛、刑務官等の職務執行を保護して、法の実効を確保するという限られた目的であつたわけでありまして、しかし、その場合にも、身の犠牲を顧みることなく敢然と水火と戦う消防団員に對しまして、暴力犯罪者という具体的な人間を対象とした危険

ではございませんが、消防団員も加へるようになつてゐるわけなんです。賞金、つ金制度も確立してございまして、その關係で見送られたのでございまして。その後、一般の賞金、つ金制度も確立されたので、いま御指摘のとおり、消防職並に団員に對し、業務内容で特に果敢で身の危険も顧みずというしほりはございまして、特別報償制度の中に入れるようにすべきものと考えますので、これを加へるようになつてまいりたいと思つております。

○鈴木壽君 時間がないから簡単に申し上げますが、実は私も、この警察官等に対する特別賞金、つ金の、この制度がございまして、これは大臣も御承知だと思ひますが、そのときは法律でやろう、こういういきさつがあつたのであります。しかし法律でやる場合に、私どもは単に警察官等、現在の特別賞金、つ金に該当する、そういう人たちだけでなしに、消防關係のほうであつても、それは暴力犯ではないかもしらぬけれども、いわゆる身を挺して働いた結果、不幸にして死亡したり、あるいはそういうふうな場合があつた際に、同一のような基準で取り扱うことは何ら不合理でないし、またそのあるべきである。こういうようなこととてやつておる間に、法律としてつくるというふうなことにしては、いつの間にか引つ込められて閣議決定というふうなことになるつてしまつた。しかもいま言ったように、また大臣からいまいまお話がありましたように、警察官等に限られておつて、消防団員は除外になつてしまつたわけでありまして、

すが、三万円ないし七万円、現在は額も少ないけれども、将来、またこれを契機にもっと大きくすることもできるんじゃないかというふうなお話がございましたが、この点ですがね、十五年もやっている間に、ほとんど金銭上でもやっている間に、ほとんど（あま）

に低い扱いをされてきておる。そういう人たちが十五年以上もつとめてをそして、やめるときに三万円と、これでは幾ら感謝の気持をあらわすただけだと、こう言うかも知らんけれども、あまりに少な過ぎると私は思うのですがね、どうです。

○国務大臣(早川崇君) そこは非常にむずかしいところでございまして、自由消防団というものは報いを求めない奉仕の精神で伝統的に長く存立してきておるわけでありまして、この消防精神というものが社会の秩序あるいは郷土防衛の精神的なささえになっておると

思います。そういう意味で、会社の従業員あるいはその他の契約による反対給付の職員とは根本的な精神的存立のイメージの面が違うわけで、そこで、

私たちといたしましては、消防団員はそういう精神からいえば、こういう反対給付的なお金をもらいたくないでしょう。しかし、われわれとしては、それでは相すまないので、ぜひひとつ感謝の気持として受け取ってもらいたい。とこういう趣旨からできたのがこの退職報償金の制度でございます。したがって、そこに三万円あるいは七万円というのは、今のいわゆる契約の観念からいいますと、確かに大きい金額ではないかもしれません。むしろ少な過ぎるという御意見もあるわけでありますけれども

われわれといたしましては、十五年おつとめになった方には、せめてお伊勢参りなり、東京見物なりするくらいのお金という意味で、さしあたり微衷をささげると、こういう金額でございませう。したがって、将来もつとふやして、あるいは十年勤続の方々にまで拡張できれば、感謝する側からいへばそれは望んでおるところであります。お説のように、今回はそういう意味で三万ないし七万となったわけでありまして、もう少し増額しろというお気持も十分わかりますが、この金額の限度をどこまでにするかという問題は、これはなかなかむずかしい問題で、今後検討してまいりたいと思ひます。

○鈴木壽君 これは私、考え方の問題だと思ふんですが、確かに大臣が今お話しのように現在までの消防団の、いわゆる自由消防としてのいわば率仕的な、そういう意味での犠牲的な働き、その上にささえられていることだけはこれは確かです。しかし、それに私、甘んじているべきじゃないと思ふんですが、もうこういう時代になりますと、今の消防団のいろいろな問題、あるいは消防の——大きな意味での消防力のいろいろな問題になってくるんですが、やっぱりそういうところについてまでも甘えて、御本人はそれでいいかもしれないが、私もそれが甘えていてるところにいろいろな問題が出てきているんですね。それをやはり私も、こういうときに考えていかなければならぬと、こういうふうに思ふのです。だからこそ処遇の問題が、今の例に限らずいろいろな問題が出てきて、そうして、それをぜひ高めたいようにしなければならぬとい

う、こういうことになってきていると思ふんです。ですから、自由消防だから、あるいは率仕的な、犠牲的なものだから、あとはそれでいいんだと、さうしてあと、やめるときにはお礼の気持ちをあらわせばいいんだという、これだけでは私はこれからはだめだと思ふんです。そういう意味で、かりに感謝なり、長い間のそういう労苦に対しての、一つのいわば報いというふうな、そういうものであったにしても、それはだから金一封——わずかでいいんだと、私はそういうものじゃないと思ふんです。だからこそ私は、あるいは別な言い方をしますと、そういう犠牲的な、あるいは率仕のそういうことをやってきたからこそ、お礼をするときにはやはり相当のお礼をしなければならぬじゃないかということも、私は正しい考え方だと思ふんです。そういう点からして、これはあなた三万円から七万円と言ふけれども、七万円というのは団長で、団長に何人該当する

と、これはなかなかむずかしい問題です。しかし常識的にいって、十五年以上つとめても二十年未満のものは、十九年つとめても三万円だ。これはお礼だから東京へ行つてこい、上方参りしてこい、お伊勢参りしてこい、この程度では私はすまないことじゃないかと、こういうふうに通うので、これ以上言つたらあるいは質問でなくなるかもしれません。ひとつ大臣に、これらの額の問題について、ほんとうにこれは取り組んでもらいたい、こう思ふんですけれどもね。その点について、お約束の時間もないようですから、もう一度ひとつ大臣のお考えを、この機会にお聞きしておきたいと思ひます。

○國務大臣(早川崇君) 非常にむずかしい問題でございまして、たとえば火事のときの出勤手当というものがありません。これも非常に少ないわけでございます。退職報償金も、十五年、これだけ御苦労いただいた方としては非常に少ないという御指摘も、私はある意味では真理を持つておると思ひます。何ぶんにもこういう制度の最初でございまして、七万というつづましのやかな報償金になりましたが、今後この実施を通じて、さらに増額していくということも、むしろ望むところでございまして、この制度ができました、今後の運営を通じて世間の世論が少な過ぎるじゃないか、もう少し差し上げたという気運が出て参りましたときに、さらに検討をいたしていき、かように思つておりますので、どの程度までが適当か、多ければ多いほどいいというものでもございせん。よく団員諸君のお気持もそんな

くしながら、この問題を今後の検討課題としていきたいと思つております。○千葉千代世君 二つだけ伺いたいのですが、一つは報償金、もう一つは消防団員の任務の範囲でございども、ここにございまして団長というのは、今まで団員であつて、やめるまぎわに団長になった者も、これは適用されるのでしょうか。○國務大臣(早川崇君) やはり一定期間団長をやつた実績、こういうことを入れて考えるという事務局の考えでございまして、そのように研究しております。

○千葉千代世君 一定期間と申しますと、それは政令か何かで基準を出すのでしょうか、それとも……○國務大臣(早川崇君) われわれの考へとしては、やめるときに退職金ももらうために団長になる、いわゆる名譽昇給というものでなければ、それでいいという解釈でいきたい、こういう考へであります。○千葉千代世君 その点もう少し御検討していただきたいと思ふこと、もう一つは、団員ですけれども、私さう長野県に行ったのです、そうしたら消防団員の報償金の制度はたいへんいいことだと消防団長がおっしゃつていた。ところが、出さぬ式に一回出たきりであつたら全然出ない方がかなりある。また若い方がほとんど手がない。そういう中で、まじめにそのたびごとに出てきて一生懸命やる人、そういう人もあるが、そういうことはどういふふうに考へておられますかと言つてみると、なるほど、そう言われてみると、そういう実情もある。その点もやはりもう少し御検討の余地があるんじゃない

いかということ、やはり皆さんが均等にそういう恩恵にあずかるような仕組みでないといふ——出ないのにもうこのことを聞きまして不平も起るといふことを聞きまして、私の申の上げたその点も御検討いただきたいというところ、これは要望しておきます。もう一つは、大臣が非常にお忙しいと聞いておたのですが、一つだけ消防団員の任務の範囲について伺いたいと思ふのです。火災とか災害とか、そういう点については存じ上げておりますが、具体的に申し上げますと、任務を逸脱したところがかなりあるように思ひます。私、文教委員会に長くおりましたが、たとえば学校の学力テストについて教育委員会と先生方がお話し合はる、そういう交渉のさなかに消防団員が出てきてまして、さうしてみんな先生方が集まつたり何かしている、そこに消防が学校へ水をかけたたり何かしてやがらせをする。そうしますと、災害の範囲でも、危険も何もないわけですが、それがたいへんございまして、四つぐらの県がございまして、和歌山もたしかやつたと思ひます。それで追及したところが、教育委員会が頼んだのもなく、消防団が自主的に演習をするのだからと、こういう答弁であつた。ところが、何も今まで大体季節的に、恒例に演習しているもので、わざわざ学力テストの日に演習しなければならぬという理由もない、子供だましみたいな答弁をしているわけです。これははっきり申し上げますと、消防団長が独断で演習する場合と、地方の村長さん、町長さん、市長さん、そういう方の要請でやる場合と、これはどうな

っておりますか、その点、ひとつ大臣から伺っておきたいと思ひます。

○國務大臣(早川崇君) いま御指摘のような例は、どうも具体的に当たつてみなければわかりませんが、こゝでちよつと消防団員の法律の範圍、使命を逸脱してゐるような氣もいたしますが、具体的にどういふ事例かわかりませんので、お説のとおりでありますから、確かに行き過ぎだと思ひます。

○千葉千代世君 時間がございます。それで、これは後日に私、具体的な例を出しまして、やはり任務を明らかにしていただきたいということをつくづく感じておりますので、その点についてきょうはこれで終わっておきますが、任務の範圍は……やはり報償金はたいへんけつこうなことだし、それから日当の増額もけつこうなことです。大いにしなきゃならいせんけれども、地方に行きますと、消防団員がやっぱりその町や村の相当有力者がなつておりますから、なかなかお仕事の範圍を越えてゐる場面もございませうです。ですから、その点について、またあらためて質問いたします。

○松本賢一君 それじゃいままでの質問とは違つた内容ですが、消防団一般の問題で、せつかく大臣おいでですか。お聞きしてみたいと思ひます。その前に、消防庁の方にお尋ねしたいのですが、現在、消防団というものの全然ない都市はどのくらいございませうか。

○政府委員(松村清之君) これは大阪府、岸和田市、それから愛知県の西尾市でございませう。三市でございませう。これは消防団が全然ございませう。

○松本賢一君 東京都はどうですか。

○政府委員(松村清之君) ございませう。

○松本賢一君 それは実際に消防団として活躍してゐるわけでございますか、それとも私の感じからいふと、ちよつとお祭りをやるぐらいの程度じゃないかという氣がするのですが……

○政府委員(松村清之君) これはまあ実情をよく存じませんけれども、水防、火災等におそく出でゐると思ひますが、特に消防職員が消防に出動し、火を消したあとの残り火の監視、そういうところに消防団が任務を果たしてゐるのではないかと、こういうふうにかへておられます。

○松本賢一君 そうすると、全然消防団というものがいなくともやつていけるということもいえるわけですね。

○政府委員(松村清之君) これはまあ現実には三つの市に例がございませう。それから、そういうこともいえると思ひますけれども、しかし、常設消防隊だけで十分消防の体制を備えておくというところは、財政的にその他の事情で困難ではないかというよりも、むしろ消防団を併置しておいたほうが、消防力の充實、強化のために役立っているのではないかと、まあこういうふうにかへておられます。

○松本賢一君 そうすると、大臣にお聞きしたいのですが、将来とも、現在二本立てでやつてゐる、少なくとも都市というところにおいては、常設消防を大部分が持つてゐるわけですから、消防団と常設消防との二本立てでやつてゐるわけですね。やはり今長官の言われるように、将来ともずっと二本立てでやつていくのがよいというふうな御判断なんでしょうか、その点一言お聞きしておきたい。

○國務大臣(早川崇君) 私はやはり二本立てでいつたほうがよいと思ひます。

○松本賢一君 そうすると、二本立てにするということは、消防団が必要だということになるわけなんです、そうだとすれば、現在の消防団というものがいかにも中途はんばな存在のような氣がするのです。なくともいいじゃないかという声も私は各所で聞くので、始終その問題が出てくるわけなんです。消防団なんというものは要らないじゃないかという声も、水防とかなんとか人海戦術を特に必要とする場合に自動してあらうために、何かの形で置いておけばいいので、ふだん火災の際に出動するとかいうための消防団は要らないじゃないかという声を始終聞くわけなんです。それで、これは技術的にわれわれにはわからん問題ですが、消防団を併置したほうがどうしても火災のために有効だということになれば併置したほうがよいと思ひますが、さうだとすればやはりもう少し財政的にもしつかりしたことを考えていただいで、そして自動すれば出動手当というものの、今のようにもつたか、もうわなないかわからないようなものでなく、それからまた自動する際にも、もつとちゃんとはつきり目的のある自動をしてもらつて、ただむやみに出さずすばいのだというふうな出方でもなく、またおれは出たくないから出ないのだといったようなこともなく、もう少しそこを、何といひますか、ちやんとした消防団にして、そのかわり

手当はちゃんと出していくというふうな形に将来指導をしないと、いつも消防団なんというものは要らんじやないかという声も出てくるし、現実に火災の現場で常設消防と消防団との間でのいろいろなトラブルを起して、そして常設消防の側からはじやまになる、じやまになるというふうな声が始終出てくるわけなんです。ですから、そういう点をもつとはつきり確立さしていただきたいと思ひますが、さういふ特に財政的な問題を——組織的な問題としては、私はこれは自治体が独自に判断してやるべきことだと思ひるので、これは自治省のはうからとやかく差し出がましいこととはあまりおしやらぬほうがよいと思ひますが、少なくともそれに対する財政的な裏づけというふうなものは、自治省で大きいと考えていただかなくちゃならぬ問題だと思ひますので、その点についてひとつ大臣……

○國務大臣(早川崇君) 率直に申し上げます、義勇消防団もあらゆる面で曲がりかどにきておるといふことは、私も和歌山県の消防団の大会なんかによく出るわけで、一つは、消防団の幹部クラスはいわゆる軍隊の経験のある人、非常に規律正しく訓練された壮年以上の人が中心になつておられるのです。新しい若い人は、分列行進にしまして、足がばらばらという印象をときどき受けるわけです。そういう面で、いわゆる訓練が足りない、それから戦後の功利主義的思想で、すべてとは申しませんが、新しい公共のために奉仕するというモラルがまだ確立しておらない人たちが多いわけでありまして、そういう面で、訓練の面、精

神的な面で新しい消防精神というものを確立しなければならぬ時期が来るのではないかと。それからもう一つは、先ほど鈴木先生からも御指摘があつたのですが、出動手当あたりも、出すんれば妥協な金額を出すのがよい、しかも、それは何も消防精神をスポイルするものではないので、ごまかしはいけないう問題もあらうかと思ひます。今度の退職報償金制度も、精神の面からいへば、銀杯だけでもいいということもいえるわけでありまして、その調和といひますか、そういう配慮もしなきゃならぬという世の中になつてきておられるわけでありまして。そういう意味では、義勇消防団といふものを、そういう新しい現代社会といひますか、現在の時点では、いろいろ検討すべき問題は私は多々あると思ひます。今回の退職報償金制度は、さういふものに一つの問題点を投げかけたというように私は考えておるわけでありまして、私自身としては、あくまで長年の伝統ある消防精神といふものを生かし、義勇消防団といふものをやはり二本立てで残しながら、設備の面あるいはさういふ手当や報償金の面で時代に合つたように直していくという方向が正しいのではないかと、かように思つておりますが、何ぶん問題は二百万近い義勇消防団員がおられるわけですから、財政の面でも割り切つて、消防手当といふものを現在の日に当に引き直して非常に高額にするとか、財政の面の問題もございませう。総合的に検討しなければならいんけれども、ぜひさういふ面からも検討すべき段階であることには、私は松本委員の御見解もよく御理解できる

と思つておるわけでありませう。

○松本賢一君 それで、もう一つお聞きしておきたいのは、消防団というものを常設消防と二本立てにする場合、やはり消防団というものを機械化し、近代化して、独自の消火作業ができるような形にもっていくのか、それとも常設消防の手伝い役としてどこまでもあれするのか、そういう点が今のところ、どうもまだあいまいなかつたところになつてゐると思うのですが、そういう点についてはどうですか。

○國務大臣(早川崇君) たとえば五万ぐらいの町なり市の場合には常設消防団の本職がおりまして、設備が相当近代化的なもので、その補助部隊として八割ないし九割近い人が義勇消防団で働いてゐる。こういう姿になつてゐるわけですね。これは設備の面では問題はないわけなんです、御指摘の点はもっと村部の、小さい村落の場合だと思ひますけれども、これも最近予算の許す範囲におきまして、消防施設それ自身は団員から強い要望もござります。近代的な消防車その他の購入には相当消防庁として、政府として力を入れてゐるのが現状ではなからうかと思つておられます。

○松本賢一君 ちょっと私の質問をお取り違へになつたと思うのですが、小さい所は常設消防がないわけなんです。常設消防がない所では、これは消防団そのものを近代化し、機械化していくことはあたりまえだと思つてゐるが、そうでなく、もっと大きい所、十数万あるいは二十数万といったような都市に結局中途はんばな消防団がゐるわけなんです。それで火災現場の状況をお話しすると、常設消防のほうがポンプで

水かけようとする、そこへ消防団が行なつてやはり自分のところのポンプで水をかけようとする。そのために水圧が落ちてポンプが使えなくなるといふことが往々にして起るわけなんです。

それで常設消防のほうからあんなものにポンプなんか持たせては困るといった声も出てくるわけなんです。そういう中途はんばな状態が現在各地にあると思ふのです。それでそういう点、やはりこれは技術消防、何というか、消防術の上で非常に大きな問題だと思ふので、こういう点はもう少し専門技術的な立場からはつきりした結論を出していただいて、そして将来常設消防団との間というものをどういうふうにしていくか、それから、火災現場における指揮命令等もとかく乱れがちで、そしてトラブルが起るわけですね。そういうふうなことに付いて、これはやはり自治体に対して、何といひますか、自治省としていろいろな命令的なことはとれないまでも、専門的なアドバイスを十分与えて、そして将来トラブルが起らないように、しかも消防作業が理想的に行なわれていくような姿にしていただくたいと思つてゐるのですが、その点についてひとつ、まあ一言だけでも……。

○國務大臣(早川崇君) 法律上は本職の消防署長の指揮に現場では入るわけでありまして、従来の考えでは設備の面で補助部隊という觀念で、本職の消防署よりも設備が悪いという面はあろうかと思ひます。したがつて義勇消防団あるいは本署のあれという差別はなくて、総合的にその設備が充実するように消防庁としても指導していきたい、かように思つております。

○辻武寿君 この間から非常勤消防団に対する処遇が低いということが問題になつておりますが、先ほど鈴木委員の質問に対して大臣が、自発的に、報酬を求めないのが消防精神であるから低くてもいいのだというような答弁をなさつたけれども、もしそういう精神で大臣がおられるならば、あと低いということを経験問題にしても質問する意味がなくなつてしまふと思ふのですが、これはほんとうに改定する意思というの十分あるのかないのか、消防精神というものは報酬を求めないから低くてもいいという精神なのか、そういうところをもう一べんはつきりと再確認したいと思ひます。

○國務大臣(早川崇君) 先ほどお答えしたのは、低くてもいいのだと申し上げたのではないのでありまして、義勇消防団精神からいいますれば、いわゆる契約によるような報酬は団員諸君としてはお求めになつておられないだろう。しかし国として、また自治体として当然御苦労に對しまして報償する、感謝の気持ちで金一封あるいは銀杯その他を差し上げる。こういう意味からいへば金額がどの辺が妥当かという面は、従業員と会社とのような関係では律しられない、こう申し上げたわけでありまして、そういう感謝の気持ちとしての報償金はむろん多ければ多いほどいいことについては、私は異存もなければ、当然そうあるべきだと思つておるわけでございます。問題はどの程度までが妥当かということとはなかなかむずかしい問題だから検討をしなければならぬ、こうお答え申し上げたのであります。

○辻武寿君 自発的に奉仕するのが、消防精神であるということをはたてまいにとつてゐるという時代ではなくて、もう求人難にきてゐるのだし、もっとも妥当な考え方をすべきだと思ふのです。特に消防団員の殉職者賞じゅう金ですが、これは最低五十万、最高百万、殉職者といへば命をかけたことになるわけですね。いかに消防精神で報酬を求めない自発的な精神であっても、命を捨てた者に対して五十万円しか出さないといふことは、国家の權威においてあまりにも少なすぎるのではないかと、最高が百万円にとまつておるといふことも、ふに落ちないのですが、そういうのはもっとつり上げるべきじゃないかと思ふのですが、大臣はどうですか。

○國務大臣(早川崇君) この賞じゅう金以外に一般の公務災害として七十万ないし百二十万円のお金が出ることになつております。先ほど鈴木委員の御指摘のように、特に危険を顧みず勇敢な者には総理大臣の特別ほう賞の制度に団員も入れたらどうか、こういう御意見でございます。大臣といたしましては、ぜひそれも実現をいたしたい、かように考えておるわけでありまして、なるほど賞じゅう金五十万円ないし百万円、それだけをとりますと、いかにも少ないやうであります。そういうものもあわせて総合的に考えたいでございます。何といひますか、ある程度の措置は現在もありませんし、さらに特別ほう賞を加えますと、さらに充実したものになる、かように考えております。

○辻武寿君 そういう点について特別に考えるのではなくて、あたりまえである。当然であるという考え方にいつて

もらいたいと思ふのです。これは要望しておきます。大臣に対する質問は私はこれだけで。

○委員長(竹中恒夫君) 引き続き林委員……。

○林虎雄君 先ほど次長のほうからお答えがあつたわけですが、石油ストー

プの検査を受けないでも販売ができるということでした。

○政府委員(川合武君) そのとおりでございます。

○林虎雄君 あまり神経質にならないでもよいではないかという御意見もあつたわけですが、この石油ストー

プは非常に現在はんらんしてゐるわけですから、このまま放置しておいてもそんなに心配ない、今後、いまま

で起つたような惨事のようなことは心配ないといふことですか。

○政府委員(川合武君) 私の申し上げましたのが言ひ方が悪うございまして、神経質になる必要はないと申し上げましたのは、そう極度に神経質な取り扱ひをしなくても安全な構造を持つたような規格のものが出ること

がわれわれとしては望ましい、言ひ方は変でございますが、まるで何といひかこわいものにさわるやうなことでございまして、非常にその面の知識のある者は別でございますが、いまは普及しまして一般の方もたくさん使つて

おりますが、そうまるで神経質な取り扱ひをしなればならない石油ストー

プであるといふことでは構造上いかに

か、したがつて構造の安全度を高める必要がある。したがつて検査の規格

基準も高めましてといひますか、確實にしますと同時に、検査を受けました

合格品を使つてもらうことを私どもは

期待しておりますが現在の法律の制度では先ほどの御指摘のように通ったものでなければ売っちゃいかぬということになっておられない実情でございます。

○林虎雄君 石油ストーブばかり出して恐縮ですが、まあ、あまり粗悪なものでは売れなくなるということでありまして、大体その一般の取り扱いについては、メーカー側では取り扱いの注意などをこまかく指示するといっておりますが、その指示が足りないようでございます。

○政府委員(松村清之君) 消防関係には市販の品物が非常に多いわけでございます。しかし、この消防関係につきましては、本年一月以降から昨年の法律改正によりまして、消防検査協会の検定を終ったものでなければ売れないということになってまいりましたので、その検定に合格した品物につきましては、その効果につきましては十分期待が持てるように考えております。

○林虎雄君 消防もだんだん常設消防が強化される方向にありますし、したがって、消防そのものも科学的あるいは技術的、機動的にならなければならぬと思ひますが、そういう最高の技術を身につけるといいますか、そのために消防大学というものがあつたわけでございますが、三十九年度の予算にも大学の建築ですが、校舎の建築、四十年年度には、さらに寄宿舎等の付属建物の設置の計画などがあるようでありまして、現在の消防大学の事情といひますか、まだ私も見ておりませんが、何ともいへませんが、かなり充実したものでございませうか。

○政府委員(松村清之君) 現在消防大学では、本科、専科、別科等の課程を置きまして、長いものは半年、短いものはこれより主として消防団長の方の研修でございまして、半月でいろいろ

な課程を設けてやっております。これの課程につきましては、それぞれ消防の専門家が教育訓練に当たつておりますから、わが国で最高のものであると思ひます。ただ、多少残念に思ひますことは、消防の特殊性から来るのでありまして、学校へ来て研修を受ける人が私どもの期待に反してやや少ないという点でございます。したがつて、この点につきましては常に各府県市町村に呼びかけて、今日の消防の科学化、技術化の時代にふさわしい人をつくる必要があるから、できるだけ学校へ来るように呼びかけております。

○林虎雄君 いま長官のいわれましたように、府県や市町村から受講するところの人たちが、わりあい少ないわけですが、これも結局校舎も内容も十分だということに魅力のない点もあると思ひますが、常設化が強化されていく方向であるとすれば、もっともつと大学を充実していく必要があると思ひますが、消防庁のほうでは、欧米各国のこうしたもの、大学でありまして、こういう類似のものに對しまして研究されたことがあるか。御視察されたことがあるか。あるいはそれと對比して消防大学の事情はどうであるかという点を承りたいと思ひます。

○政府委員(松村清之君) 昨年、これは消防研究所の職員でございまして、欧米諸国を回りまして、これは消防全般についての視察でございまして、その人の話等によりまして、向こうのほうと比べてもあまり遜色がないというふうに聞いております。

○林虎雄君 遜色ないということは非常にけっこうだと思ひますが、先ほどもそれぞれの委員の方から質問がありましたように、また意見もありましたように、常設消防一本にするという方向がむしろこれからの必然的なあり方じやないかと思ひます。そういうことから考えても消防施設、大学の充実強化ということがいよいよ重要だと思つておりますが、その点いかがでございますか。

○政府委員(松村清之君) 消防職員、常設消防一本ということにつきましては、先ほど大臣並びに私からここで答弁いたしましたように、いまのところは併存という考え方でありますが、しかしできるだけ常設消防力を各市町村に設置し、この常設消防力に今日の時代にふさわしい技術知識を与えていくことは、これは急務であると思ひます。そこで、消防大学というものがございまして、この学校を本年度は校舎等も新築し、またその教科内容等においても、新しい時代にふさわしい科目を組んで、近代消防を身につけた消防職員を今後とも養成していきたいというふうに考えております。

○林虎雄君 大体わかりましたが、このいまの非常勤の消防団というものは、長い目で見ればあくまで過渡的な消防団ではなからうかと思ひます。いまの社会にただ奉仕だけで、さつき大臣も言われましたように功利主義の現在においては、今の軍隊の経験のあるような人がいるうちは、あるいはと思ひますけれども、将来の問題として、若し人たちが消防団員になつて奉

仕するというようなことはだんだん少なくなつてくるであらうと思ひます。したがつて、今のところはこうでありますけれども、将来はますます団員を募集することは困難でありますだけに、やはりできるだけ早く常設消防に逐次切りかえていく、一本に切りかえていくということが好ましいと思ひますのであります。消防団の一生懸命に努力しておる人たちに聞かれるといひかかと思ひますけれども、まだまだ江戸の火消し時代の奉仕的な考え方というものがあり、そのためにさきえられておると思ひますけれども、あくまでもそれは過渡的なものであつて、これからは常設一本化に……、欧米各国などは大体一本でございましょうね。

○政府委員(松村清之君) 私もその点関係者に尋ねてみましたが、やはりアメリカにしろ、イギリスにしろ、フランスにしろ、わが国の消防団員のような非常勤だといひますか、ヴォランタリーといふようなことを使つておりますが、そういうものが存在しているようでございます。

○林虎雄君 大体終わりました。○松本賢一君 ちよつと大臣に尋ねたことで、今の林さんの質問にも関連するのですが、どうもちよつとふに落ちないのです。というのは、今、林委員から常設消防一本にしたほうがよいといふような御発言があつたわけですが、私、よくわからないのですが、大阪とか岸和田、さつきおっしゃつた、こういうところでは消防団がない、そのうする消防団がないために、大阪なり岸和田なりは成績が悪いのですか。

○政府委員(松村清之君) 消防団がないからということ、消防の上で成績

が悪いという事はないと思います。
○松本賢一君 そうすると、さっき大臣も併設でいきたいと思う、そのほうがいいと思うのだ、この前でしたか、長官からも併設のほうがいいと思うというふうなお話があったのです。そうすると、さっき私が言いましたように、いろいろなトラブルが起こるわけですが、しろうとの目で見て、どうも二本立てのためにいろいろなトラブルがそのたびごとに起こる。これはもう消火に差しつかえさなければ一本化したほうがいいという事は、容易に考えられるわけですね。それはやはり大臣も長官も二本立てのほうがいいのだ、消防団というものは将来も必要なんだという事は、どういうところにあるでしょうか。

○政府委員(松村清之君) 私は、こういうふうな考えているわけです。消防というものは、市町村の住民がみずから自分たちに関係する火災を消すことに当たる。住民のそういう気持の上に立つてこそ消防というものが十分に立つわけです。そういう住民が自分たちの消防を自分たちでやる、そういう観念の上に立ちますと、住民の中から、自分たちが一たん事あるときには消防にはせざる、こういう人たちのグループというものが自然にできてくるべきものではないか、それがすなわち消防団という形をとってあらわれてくるのではないか。しかし、さればと

いて、今日のような時代には、やはり専門的な科学技術を身につけた常設消防力というものを、できるだけ育成強化することが、これが大事なことは当然でございます。そこに現段階と

しては、もうひとつ自分の市町村を完全に消防をやっていくだけの、いろいろな財政上の負担という問題もからんでくると思います。そこでやはり、どうしても常設消防力にあわせて、財政的にも現段階では一応限界のある常設消防力を補充する意味で、消防団というものの存在が、これは長い将来にわたればどうかしりませんけれども、現段階ではどうしても欠くことができないのじゃないか。特に、消防団と常設消防力の併置の問題ですが、一般的に小さな町村へ参りますれば、年に火災が一件あるか二件あるかわからないようなところでは、むしろ常設消防力ではなくて、消防団というものに依存しなければならぬのが現実であらうと思

います。そういう意味で私は、遠い将来は別として、現段階においては、消防団の存在というものは、単独で、あるいは常設消防力とあわせて、これが存在するという事は欠くことのできないのが現実ではないか、そういうふうな考えているわけでございます。

○松本賢一君 そうすると、今の大阪といったような非常に大きなところとか、ほかにも二、三あるということですが、そういうところが何か足りな

いという感じを持たれているわけですか。
○政府委員(松村清之君) 私は、別に大阪市が消防団がないから消防力の上で足らないところがあるというふうには考えません。これは戦後の消防の改革の際に、大阪が常設消防力一本でやっていたことで、そういうふうなやつてきたのだと思います。したがって、これはだんだん大都市のようにな

ころでは私は常設消防力が次第に充実して、常設消防力だけで火災あるいはその他の災害に対する万全の体制ができてきたというふうなところでは、次第に消防団の存在というものが薄れてくるのじゃないかというふうな、遠い将来は見通しますけれども、しかし、現段階では、先ほど申し上げましたように、消防団の存在というところも欠かすことのできないものである、こういうふうな考えているのでございます。

○松本賢一君 これは私のほうから意見ではないのですが、意見のようなのを申し上げます、私はこう思うのです。大阪とかその他の一、二の都市のようにも常設消防だけでやっていけるという体制をやはり全国的に火災が一年に一回か二回しかないような農村は一応別として、市街地を構成しているようなところでは、一応常設消防でやっていけるのだというやうな体制をとるの、その上で住民が自発的なお万一の事態というものを対応して、何かそこにボランティア的な組織をつくっていくということ、これはけっこうなことだと思

うのです。そうでなく、常設消防というものを万全な組織につくらないで、おいて、そうして何か消防団というものにおんぶしている。財政的にも、その他の面でもおんぶしていくというやうな形では、私はまずいと思う。ですから、なくてもいいという大阪とか、その他の都市というものは、常設消防に対して、ほかの都市よりもたくさん予算を使っているわけですか。
○政府委員(松村清之君) ちょっとここに資料もございませんが、大阪が東

京等比べて常設消防のために特に金を使っておるというふうには考えませんけれども、しかし、消防団というものがありませんから、それ相当に経費等の面でも意を用いておるということだろうと思います。

○松本賢一君 そうすると、これはかりにそういうところが、ほかよりも消防に対する予算を十分にとっているということだとすれば、それは自治体の財政力自体でやっておるわけなんですね。それに対する自治省としてのいわゆる財政需要とか何とかいうようなものをたくさん見ておるわけじゃないのですか。

○政府委員(松村清之君) これは基準財政需要額におきましては、御承知のように標準都市、十萬の都市を基準にして、常設消防、消防団、こういうものについての経費を計算した上で、それを一般的に適用しておりますから、特に大阪だけ見ると、こういうことではないのでございます。

○松本賢一君 そうとすれば、この財政力の豊かなところではほかよりも、もう一そうやれるということになるわけなんです、財政力の貧弱なところではなかなか大阪なんか追いつくほどのことはやれないということが言えるわけだと思ふのです。そこで消防団というもののあるなしにかかわらず、一応常設消防というものは、消防団がなくても済むというところまで充実していくというのを、全国的にぜひ考えていただきたいと思います。現状ではやっぱり不十分じゃないかと思う。おそらく大阪その他の都市というものは、それ以上に相当金を使って充実しているんじゃないかと私は想像するんで

す。ですから全国的にその線まで引き上げていくということをまず考えていただいて、その上で長官が言われたように、自発的な消防団というものは万一の事態に備えて、存在の理由が大いにあるというふうな、そこまで財政的に主として財政的問題として私言うのですが、十分に考えてもらいたいということなんです。

○政府委員(松村清之君) 根本的な考え方においては違わないと思ふますが、消防庁のほうでも昨年の法律改正に基づきまして、今度は常設消防力を設置しなければならぬ市町村を指定したわけです。この指定は率直に申し上げて、それだけで十分な消防体制ができるだけの財政的な裏づけは現段階ではなかなか困難だと思います。しかし、常設消防力のないところへ常設消防力を設置するという事で、第一歩を踏み出す、そして、そういうところではやはり消防団の力というものにもある程度依存しなければならぬ、こういうのが現状でございます。行

く行く財政が消防のために非常に多くさかれるようになってまいりますれば、大阪市のように消防団に依存しないでもいい、そういうような時代があるいは来るかもしれないけれども、またそういうことが理想であると思ふますが、現実にはやはり消防団にある程度依存していかなければならない、こういうのが私は実情ではないかと思ふます。
○松本賢一君 それじゃまあ要望という事で一応何しますが、大阪その他の都市のように、消防団におんぶしなれてもやっていけるというところまで、全国の都市の消防力、常設消防とい

うものを充実するだけの財政的な手当を、近い将来に、消防団におんぶしなくともいいところまで持つていく努力を、ひとつしていただきたいと思うのです。ひとつ、その努力を約束していただけたらと思うのですが。

○清政府委員(松村清之君) 私どもも、そういうことを理想と考えておりますが、これは非常に短時間の間にそこまでいくことは困難だと思えますけれども、できるだけそのために力を尽していききたいと思います。

○井川伊平君 関連しまして一点だけ。常設消防を設けますのにも、人口どれだけの人口、かりに十万人なら十万人の都市においては一年間に火事が幾つある、そしてその一つの火事の大きさはどのくらいかというような、こうしたような概念をつかんで常設消防の拡充ということは考えるのだと存じます。日本の建物のように木造が多い。そして風が強い。そうしてみますと、類焼して予想外の大火事になるというようなことは、ヨーロッパ諸国よりも日本の方が多いいのではないかと考えられる。それから、まだ川の堤防等も完成していない地区が日本には多い。そういうことから、水のはらんというようなことも予想外に大きくなるようなこともある。あるいは地震の多い国であるから、そういう機会に、建物の構造が相当変わりますが、火事が非常に広く大きくなっていくおそれもないとは限らない。こういうような点から考えると、消防力の一般的な充実だけでは不安である、こんなような気持から消防団を存置する必要がある、そういう根拠に、そういう観念が含まれているかどうかを一点だけお伺いし

ておきたい。

○政府委員(松村清之君) 常設消防力を置きますために、今回市町村を指定することになっておるわけですが、これは現実には、人口の密集地域に火災が起ることが多いわけでございますので、市街地人口が一万以上ある市町村から、いろいろほかの状況を考えまして指定をいたすことにしております。まあしかし、今日いろいろな建物等もできてきて、火災の件数は非常に多くなっているわけでございます。しかしこの常設消防力が充実強化されておるためかとも思いますが、大きな火災になるということはだんだん少なくなっております。一件当たりの損害額も少なくなっております。がしかし、やはり今日のようないろいろな建物が増えてまいりました以上、私どもは建物自体が不燃構造に上り、外郭はもとより、その内部の設備カーテン、天井、床、まあできればその中に置く家具等においても、私はできるだけ不燃、あるいは難燃といえますが、燃えにくい材料を使って火災を起さないような施設にする、その上にその施設を使う人々が十分火災に注意をする、こういうことが常設消防力を云々するよりも前に大事なことであるというふうに考えております。

○沢田一精君 私は、公務災害補償について一点だけお尋ねなり要望をいたしたいのであります。先ほど、辻委員の質問に対して、大臣からお答えがあったことと関連するわけですが、たとえば非常勤消防団員が殉職した場合に、消防費じゅうつ金、あるいは規定により公務災害補償が行なわれるというふうなお答えだった

わけですが、具体的に最近の実例で、こまかいことはけっこうですが、殉職した場合に、現実にはどれぐらい遺族なりがもらっているかということを一、二最近の例を御説明願いたい。

○政府委員(川合武君) 最近の、私もちょっと数字を……大まかな数字で恐縮でございますが、大体最近の殉職者は、ここ数年といえますが、十年ぐらい平均しますと四十名に達しております。もともと昨年、一昨年は風水害が幸いにして大規模なものが少のうございましたので、昨年、一昨年には二十何名の数字だったと記憶いたしております。その殉職者に対しては公務災害の補償をいたしましては、先ほど大臣、長官の言われましたように、七十万円から百二十万円近い額がそれぞれに階級別、勤続年数に応じてまして、定められました基準に従って贈りたしております。そのほかに賞じゅう金は、昨年は二名、一昨年は三名お贈りいたしております。賞じゅう金をお贈りしたします基準は、殉職いたしましたことにプラスその働きによりまして、直接的な、具体的な功労があったという条件が加わりますために、そのような数字の差異が出るわけでございます。

○沢田一精君 四十名、殉職者が不幸にされたのは昨年は二名一昨年は三名という非常に全体の数からすると少ないわけですが、それはともかく、いま御説明があつたように、七十万円から百二十万円という金額と、私がお尋ねしたいことは、警察官が殉職した場合、大体一人当たりどれぐらいになるのか、あるいは非常勤でない消防団員、これは公

務員法の規定を受けるわけなんです。う。その場合、大体幾らぐらいになるか、その対比を大きくばでけつこうですけれどもお伺いしたいと思えます。

○政府委員(川合武君) 公務災害補償の場合は、警察官とは同じ額の取りきめになっております。賞じゅう金も一般の警察官の場合と同じ額で、これはレベールを合わせてございます。ただ警察の場合は、いわゆる犯罪逮捕を武器を持っていう特殊な場面での殉職しました場合に、特別ほう償金と称せられておる、もう一つ別のものがございします。警察の場合は、その点から言いますと三つあるわけでございます。私のはうは二つ、公務災害補償と普通の賞じゅう金と二つございまして、この二つにつきましては警察と同じでございます。

○沢田一精君 特別賞じゅう金につきましては、先日米、鈴木委員から先ほどまでお尋ねがあったわけですが、そのことはよく承知しておるわけなんです。が、重ねてお伺いするようですけれども、公務災害補償の基準、それから普通の賞じゅう金ですね、これは全く警察官と基準は同一であるかどうかということを重ねてお尋ねいたしたい。

○政府委員(川合武君) 普通の賞じゅう金の場合は警察と全く同じでございます。でございしますから具体的に申しますと、風水害等で功労がありまして、消防関係者——なお念のために申し上げますが、賞じゅう金は消防団員だけではないでございます、消防吏員も同じになっておりますが、いずれにいたしましても、消防関係者が、たとえば風水害で殉職し、功労があったとい

う場合は、警察と消防関係者と同じでございます。公務災害の場合につきましては、ほぼ同じと申しますとおかしゅうございしますが、警察官の階級と消防団の階級と違いますものでございしますから、全然同じというのではございせんが、正確には、ちよつと忘れまして恐縮でございますが、数年つとめましての巡査に一番低い消防団のところを合せて、そして順次ききみを上につけていく、こういう仕組みで、ほぼ常識的に同じ、こういう考え方のもとにバランスをとつてあるわけでございます。

○沢田一精君 先ほど辻委員からも大臣に申しておられたわけですが、私も、あるいはまた、そのほかの委員からもお話がありましたが、義勇奉公というか、そういうことでむしろ非常勤であるがゆえに、常勤でそれを職とする人たちがむしろ運つて、不幸にして殉職したり、あるいはそれで手足がなくなつたりした場合に、むしろそういう常勤の公務員よりも以上に手厚くめんどろを見てやるというふうな私は気持さえあつていいんじゃないかと思うのですが、それがまあこれは私も正確には存じませんが、いま次長がお答えになったとおり、全く警察官と基準がほとんど同じであるというんならまだしもですけれども、どうもいろいろな面で、また非常勤の消防団員の場合が待遇が悪いと申しますか、基準が低いような気がしてならないわけなんです。そういう意味で先ほどとも要望があつておつたようですけれども、今度退職報償金制度というものを創設されたこと自体はけっこうですけれども、やはり公務災害等におきまする将来の

補償基準のきめ方等についても、少なくとも一般の公務員よりはむしろ優遇をするというふうな精神でやってもらいたいと思いますが、いかがです。

○政府委員(松村清之君) 私は非常勤の消防団員につきましては、一般の消防職員と異なるところは報酬を求めないというところだけであつて、あと、出勤手当、公務災害の場合の手当、この二つだけはどうしても少なくとも一般公務員並み、いまお話のように、できますれば自分の本職としない消防に携わつて出勤し、あるいは亡くなる、けがをするわけですから、できますれば、それ以上の措置を講ずるということが至当だと思います。まあしかし、なかなか現実にはたかさんの団員を対象としますこととございますから、財政措置も十分行き届かない点もありまされども、今後できるだけひとつそういう御趣旨に沿つて努力してまいりたいと思ひます。

○沢田一精君 最後に要望しておきますが、先ほどお尋ねしましたとおり、せつかくあります消防費じつ金の対象になる人というものが意外に少ないわけなんです、こういう基準についてもできるだけ、一命をなくしたわけですから、まあ恩情を持つて、せつかくあります殉職者賞じつ金というものも、あわせて支給してやるというふうな親心を持つて、今後は運営をお願いしたいと思ひますが、いかがでしょう。

○政府委員(松村清之君) 私どもも全く同じ考えでございます。たださつぱらんに申し上げますと、そういう考えを持つておるんでございますけれども、実はこれを出す場合に大蔵省当局

と協議をするようになっておりまして、そこで非常に嚴重に査定を受けておるのが実情でございます。したがつて、この予算はあつたのでございますけれども、その予算の何割くらいしか現実に出してないというのが実情でございます。この点は今後御趣旨のようにつ金がいりますように、せつかくいふ努力しておる最中でございます。

○辻武壽君 もうちょっとお聞きしますが、最近近郊町村に大きな団地が續々できてゐるわけですが、いままで一軒々個別になつておつたのが集団アパートのようなものになつてきておりますし、そういうときに火災に対するのに、いままでどおりであつてはならないと思ふのですが、それに対する消防組織、消防方式というものはどういふふうになつておるか、対策があるのかどうか、その点をお聞きします。

○政府委員(松村清之君) 小市町村でもそういうふうにお火災のおそれのある対象がどんどんふえておるようになつておるにしましては、一番望ましいのは、その市町村で常設消防力を充実強化していくこととございますが、財政等の理由でそれができないところでは、近隣の市町村と消防の一部事務組合をつくつて、これに当たつていく、こういう方法をとることを勧奨しております。特に、私は最近におきましては、そういう市町村が、大都市、中都市といふもので常設消防力をすでに十分備えておるところの周辺にある場合には、協定を結んで、大都市なり中都市が周辺の市町村の応援に出かけていく体制をしつていく、こういうこと

を現在勧奨しておるのでございます。○辻武壽君 そういった意味においても、常設の消防力をもつと強化しなればならないと思ふのですが、特に、最近の建築材料は化学製品を使つておるものが非常に多く、その建物が燃えた場合、相当に毒ガス等が発生する場合があります。去年も西武デパートが燃えたときも目をやられた消防団員が相当あつたといふことを聞いています。が、そういう毒ガス等の発生する場合、消防のほうではどういふことを考へてゐるのですか、対策が着々と進んでいるのかどうか。

○政府委員(松村清之君) お説のように、今日の建物の中には化学繊維等を使つておりますために、カーテンその他の家具等が燃えた場合に、有毒ガスの発生ということが多くなつております。これに對しましては、すでに大都市の消防当局におきましては有毒ガスを防ぐためにマスク、防煙マスクといふものが、防毒マスクといふものが、こういうものを準備してあります。これを使つて消火作業に当たる、こういうふうな態勢にしております。

○辻武壽君 いまの答弁ではマスクを使つてやるようにしてゐるというけれども、なかなか実際の火災の場合にはうまくいっていないときが多いように思ふのですがね。

○政府委員(松村清之君) このことは最近のことでございますので、あるいはまあ、いまお話のように、西武の火災の等においてはそういうところに足りない点があつたかと思ひます。いまこういう点につきましては着々準備を進めておりまして、今後はそういうおそれのある場合には、防煙マス

ク、防毒マスクにことを欠かないような、そういう態勢をいまつくり上げつつあります。

○辻武壽君 最後に、救急車のことについてお聞きしますが、先日、仙台に行つたときに、救急車が足りないというところで、非常に消防署が問題にしてゐると聞いたのですが、救急車というのは、人口に對して、あるいは消防車何台に對して、どういふ割合で當てになつてゐるんですか。

○政府委員(松村清之君) この救急車のことにつきましても、昨年の消防法の改正によりまして、この四月十日からは政令に基づく告示で指定された、これは現在百五十市を予定してあります。これにつきましては義務になります。これはいま十以上の都市といふものを考へておりました、全国で百五十市になります。これにつきましては、財政上の裏づけとしましては、人口十万人について一台、そして十万人を増すごとに一台、こういうことで財政上の裏づけをしてありますが、あるいは現実にはお話のように十分であるといふふうには申せないかもしれませんが、そういうふうな計算で財政措置をしてまゐつております。

○辻武壽君 十万人に對して一台というのは、どういふ点から割り出されたのですか、基準は。

○政府委員(松村清之君) これは大体十萬千の人口を持つておるところでは救急業務といふものが必要であらう、そこで最低限度一台はどういふ必要ではなからうかといふことで、最低といふ意味で一台とやつたわけでございます。これはこれで十分であ

るとは申せないで、今後財政の許す限り必要な裏づけをしてまいらなければならぬといふふうな考へております。

○辻武壽君 これは、ほかのことと違つた、人命に關することですから、各市町村において非常に救急車が足りないという声は切実なるものがあると思ふのです。単に十万人に一台あつたらいいんじゃないかといふ大ざっぱな割り出しじゃなくて、もう少し調査して、もつと財源も獲得して万全を期するように努力してもらいたい、指導してもらいたい。こういうことを強く要望して、私の質問を終わります。

○委員長(竹中恒夫君) 速記をとめて。(速記中止)

○委員長(竹中恒夫君) 速記を起して。本日は、この程度にいたしたいと存じます。次会は、二月十三日(木曜日)午前十時開会の予定でございます。これにて散會いたします。

午後零時三十三分散會

二月七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、大衆に關する料理飲食等消費税減免に關する請願(第二八〇号)(第三二四号)(第三三二号)(第三七三三号)(第三七四号)

一、地方公務員の定年制実施に關する請願(第三六五号)

一、一部事務組合の規約の変更に關し地方自治法第二百八十六條改正に關する請願(第三六六号)

一、農地評価制度改定に關する請願(第四〇一号)

大衆に関する料理飲食等消費税減免に関する請願

第二八〇号 昭和三十九年一月二十日受理
大衆に関する料理飲食等消費税減免に関する請願
請願者 長野市南泉町 市開広 作外六名
紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第一八七号と同じである。

第三二四号 昭和三十九年一月二十四日受理
大衆に関する料理飲食等消費税減免に関する請願
請願者 長野市権堂町三、三三 七長野市館商組合内 井口一外六名
紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第一八七号と同じである。

第三三二号 昭和三十九年一月二十四日受理
大衆に関する料理飲食等消費税減免に関する請願
請願者 東京都中央区築地五ノ一 中央卸売市場内全国 大衆飲食業協議会内 岡本眞吾外五名
紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第一八七号と同じである。

第三三二号 昭和三十九年一月二十四日受理
大衆に関する料理飲食等消費税減免に関する請願
請願者 東京都中央区築地五ノ一 中央卸売市場内全国 大衆飲食業協議会内 岡本眞吾外五名
紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第一八七号と同じである。

大衆に関する料理飲食等消費税減免に関する請願

第三三七号 昭和三十九年一月二十八日受理
大衆に関する料理飲食等消費税減免に関する請願
請願者 東京都中央区築地五ノ一 中央卸売市場内全国 大衆飲食業協議会内 山本良夫外六名
紹介議員 基 政七君
この請願の趣旨は、第一八七号と同じである。

第三三七号 昭和三十九年一月二十八日受理
大衆に関する料理飲食等消費税減免に関する請願
請願者 東京都中央区築地五ノ一 中央卸売市場内全国 大衆飲食業協議会内 山本良夫外六名
紹介議員 基 政七君
この請願の趣旨は、第一八七号と同じである。

第三三七号 昭和三十九年一月二十八日受理
大衆に関する料理飲食等消費税減免に関する請願
請願者 東京都中央区築地五ノ一 中央卸売市場内全国 大衆飲食業協議会内 山本良夫外六名
紹介議員 基 政七君
この請願の趣旨は、第一八七号と同じである。

第三三七号 昭和三十九年一月二十八日受理
大衆に関する料理飲食等消費税減免に関する請願
請願者 東京都中央区築地五ノ一 中央卸売市場内全国 大衆飲食業協議会内 山本良夫外六名
紹介議員 基 政七君
この請願の趣旨は、第一八七号と同じである。

紹介議員 石原幹市郎君
町村自治団体の職員構成の適正化を図るために地方公務員法を改正し、定年制を設けられるよう、福島県町村会定期総会の決議により要望するとの請願。

近時、町村行政事務は、ますます複雑化し、事務量が増加の一途をたどっており、かつ、政府施策の経済成長により人件費は給与改訂等のため年々増高をきたし、町村財政を圧迫している。これがためには、職員構成の合理化を図り、町村自治行政の近代化と事務能率の向上を期することが、町村に課せられた緊急事である。

第三六六号 昭和三十九年一月二十七日受理
一部事務組合の規約の変更に関し地方自治法第二百八十六条改正に関する請願
請願者 福島市杉妻町三番三号 福島県町村会内 佐藤了寿
紹介議員 石原幹市郎君
一部事務組合の規約は、関係市町村の代表である議員による議決を経て、知事の許可を得れば変更ができるよう、地方自治法第二百八十六条の規定を改正するよう福島県町村会定期総会の決議により要望するとの請願。

市町村における一部事務組合の規約を変更する場合は、地方自治法第二百八十六条の規定で「関係地方公共団体の協議により知事の許可を受けなければならぬ」とが、手続上は組合議会の議決を経た後、関係市町村の議定書を取りまとめた後知事の許可を受けるとい

ことになり、福島県下市町村を一円とする一部事務組合の規約の変更手続は相当期間の日時を要する実情である。

第四〇一号 昭和三十九年一月三十日受理
農地評価制度改定に関する請願(七通)
請願者 佐賀県武雄市武雄町 中尾梅一郎外七千五百七十五名
紹介議員 鍋島直昭君
農地等農業用固定資産に対する課税の根本的検討並びに税制改正による地方財政の減収について、恒久的な財源の確立方策を検討せられたいとの請願。

昭和三十九年度から実施の予定といわれる固定資産税の農地新評価方式は、売買実例価格をもとにし、限界収益率によって修正するものであるが、これによって農地の適正なる価格を求めようかどうかは、はなはだ疑問である。したがって、このような評価をもとに、固定資産税を課することにすれば、納税者の負担が適正と均衡を欠き、場合によっては、地方自治に好ましくない問題をもたらす恐れがあるから新評価基準の実施を延期し根本的に検討を加える必要がある。

地方財政の減収分については地方交付税の増額によって補てんするよう検討する必要がある。

二月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、警察法の一部を改正する法律案

警察法の一部を改正する法律案(昭和二十九法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「七千七百八十五人」を「七千七百九十五人」に、「三千三十二人」を「三千三十九人」に改める。

第六十条の次の一条を加える。
(管轄区域の境界附近における事案に関する権限)
第六十条の二 管轄区域が隣接する都道府県警察は、相互に協議して定めるところにより、隣接に係る境界の附近の区域(境界から政令で定める距離までの区域に限る)における事案を処理するため、当該関係都道府県警察の管轄区域に権限を及ぼすことができる。

附則
この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

昭和三十九年二月十八日印刷

昭和三十九年二月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局